

第101回香川県新型コロナウイルス対策本部会議 次 第

日 時：令和4年3月17日（木）15時15分～
場 所：県庁本館21階 特別会議室

議 題

1. 本県の現状について
2. 本県における今後の対応について
3. その他

香川県の現状

【1/13～ 感染拡大防止対策期（レベル2）】

直近1週間の 累積新規感染者数		先週1週間の 累積新規感染者数	
3月16日現在	3月15日現在	3月16日現在	3月15日現在
2795人	2877人	2705人	2658人

3月 累積新規感染者数		2月 累積新規感染者数
3月16日現在	3月15日現在	
6360人	5971人	10165人

指 標		3月16日現在	3月15日現在
医療提供体制	①医療のひっ迫具合 (確保病床使用率)	35.7% <入院患者95人/病床266床>	38.3% <入院患者102人/病床266床>
	② // (重症確保病床使用率)	20.0% <重症者数6人/病床30床>	20.0% <重症者数6人/病床30床>
	③療養者数 (対人口10万人)	10万人当たり 356.5人 <3388人 [入院340人、宿泊療養等3048人]>	10万人当たり 360.4人 <3425人 [入院414人、宿泊療養等3011人]>
感染状況	④直近1週間の累積新規感染者数 (対人口10万人)	10万人当たり 294.1人 <直近1週間(3/10～3/16) 2795人>	10万人当たり 302.8人 <直近1週間(3/9～3/15) 2877人>

感染拡大防止対策期	緊急事態対策期
レベル2	レベル3
20%以上	50%以上
20%以上	50%以上
10万人当たり 20人以上	10万人当たり 40人以上
1週間10万人当たり 15人以上	1週間10万人当たり 30人以上

香川県の感染者の状況等 (R3.12.27~R4.3.15発生分) n=20,225人

○性別

男	10159人	50%
女	10066人	50%
計	20225人	100%

○年代

10歳未満	3270人	16%
10歳代	3306人	16%
20歳代	2629人	13%
30歳代	2873人	14%
40歳代	2877人	14%
50歳代	1677人	8%
60歳代	1426人	7%
70歳代	1152人	6%
80歳代	687人	3%
90歳以上	328人	2%
計	20225人	100%

○居住地

高松市	9690人	47.9%	東讃管内	1914人	(9.5%)
中讃管内	6545人	(32.4%)	さぬき市	958人	4.7%
丸亀市	2903人	14.4%	東かがわ市	418人	2.1%
坂出市	1304人	6.4%	三木町	512人	2.5%
善通寺市	680人	3.4%	直島町	26人	0.1%
宇多津町	574人	2.8%	西讃管内	1735人	(8.6%)
綾川町	297人	1.5%	観音寺市	656人	3.2%
琴平町	167人	0.8%	三豊市	1079人	5.3%
多度津町	382人	1.9%	小豆管内	257人	(1.3%)
まんのう町	238人	1.2%	土庄町	168人	0.8%
			小豆島町	89人	0.4%
			県外	84人	0.4%
			国外	0人	0.0%
			計	20225人	100.0%

令和4年3月14日時点

新型コロナウイルス感染症にり患した死亡者の類型

累計死者数 95人

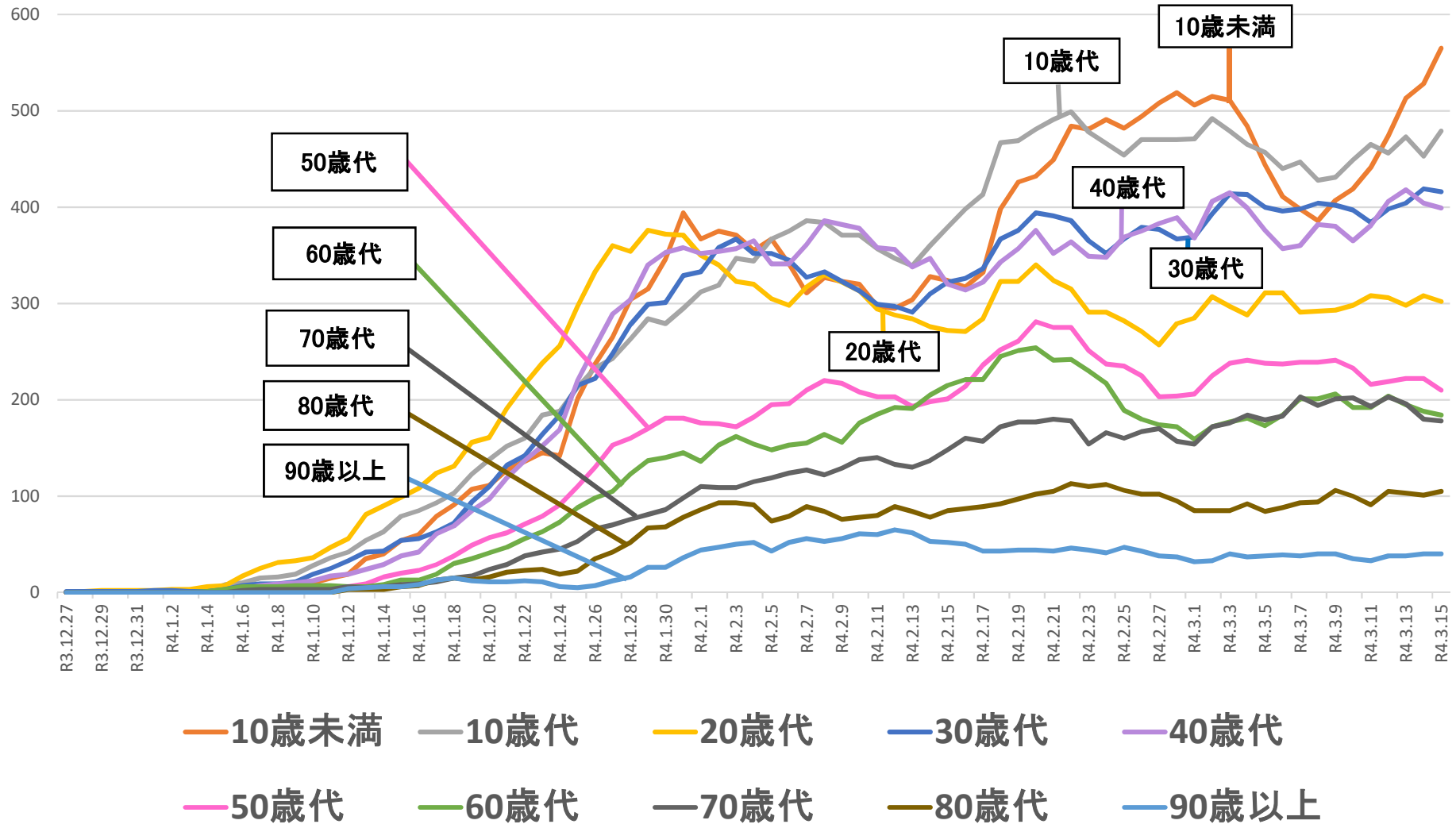
性別	男	56 (59%)
	女	39 (41%)

直前の症状	重症	14 (15%)
	重症以外	81 (85%)

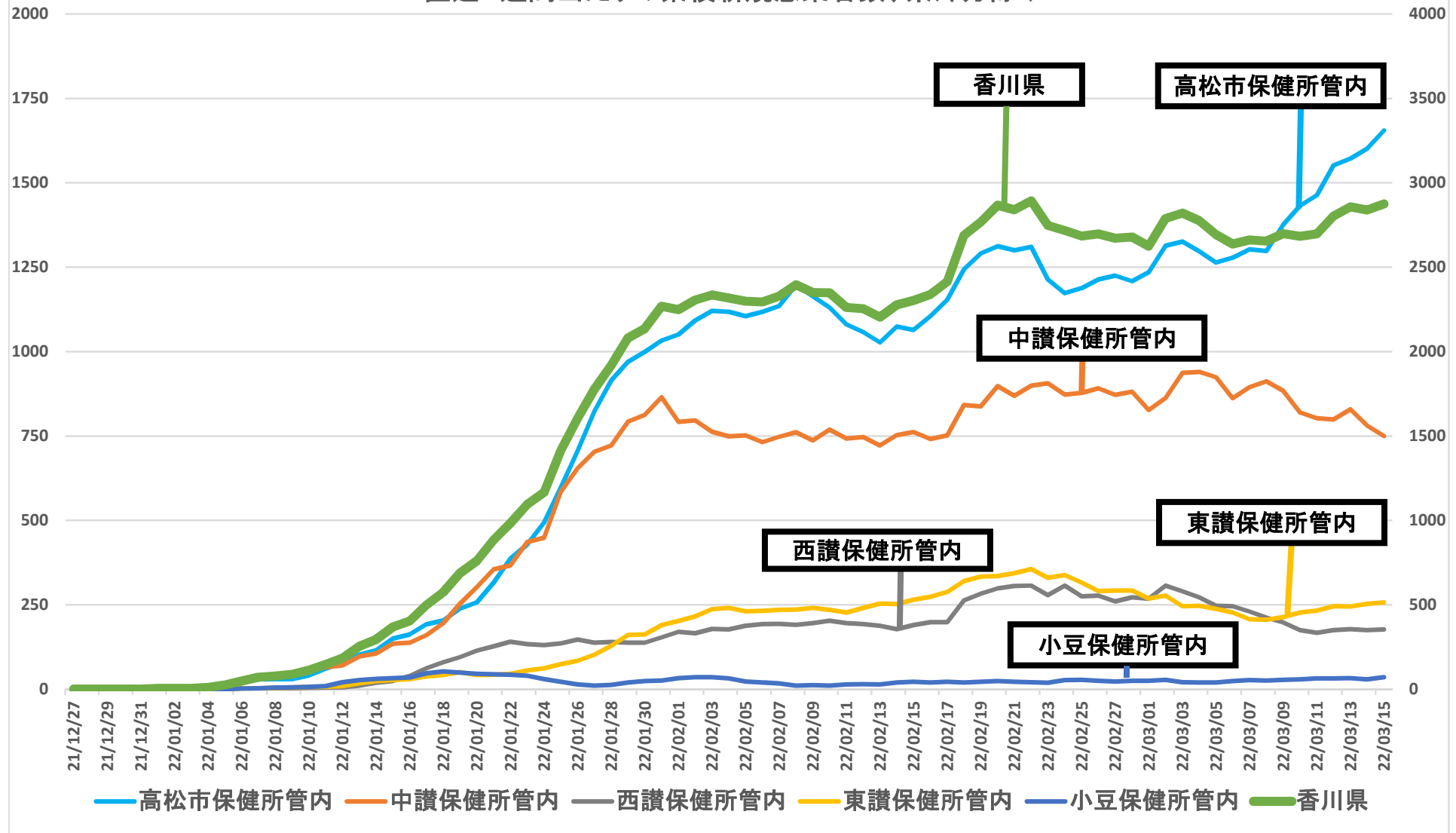
年代	90歳以上	40 (42%)
	80歳代	36 (38%)
	70歳代	11 (12%)
	60歳代	5 (5%)
	60歳未満	3 (3%)

死亡場所	医療機関	66 (69%)
	宿泊療養施設	0
	その他施設	29 (31%)
	自宅	0

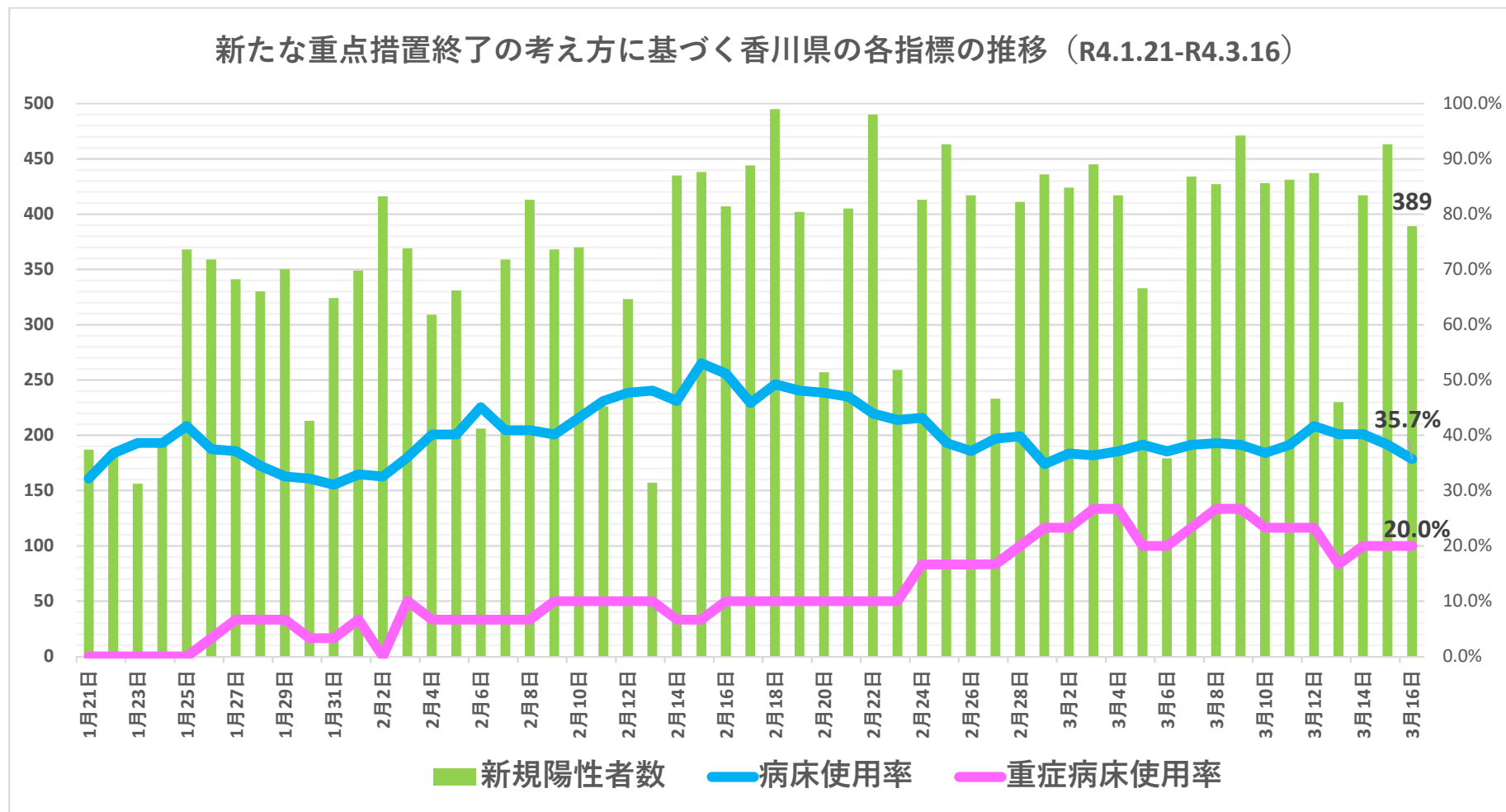
年代別感染者数 (R3.12.27~R4.3.15)
直近1週間の累積新規感染者数



各保健所管内における感染者の推移 (R3.12.27~R4.3.15)
直近1週間当たりの累積新規感染者数、県外分除く



※香川県は右軸を参照



【第6波のまん延防止等重点措置終了の考え方（第14回（令和4年3月11日）新型コロナウイルス感染症対策分科会 資料4 抜粋）】

- ・新規陽性者数が微増傾向又は高止まりしていても、病床使用率が低下し、医療への負荷が低下する見込みであれば終了できる。
- ・病床使用率、重症病床使用率が50%を超えていても、急激な増加が見られず、かつ、新規陽性者数が減少傾向であり、今後、病床使用率、重症病床使用率が減少し、医療への負荷が低下する見込みであれば終了できる。
- ・逆に、病床使用率、重症病床使用率が50%を超えて、増加傾向にあるときは、終了すべきではない。

年度末・年度初めを迎えるにあたり、知事から県民の皆さまへのお願い ～ 引き続き感染防止の取組みの徹底を！ ～

年初から全国的に、感染力が非常に強いオミクロン株が急速に浸透し、本県においても感染が急拡大し、医療提供体制への影響が懸念されたため、1月21日から3月21日までの間、まん延防止等重点措置が適用され、現在、県下全域を措置区域として感染防止対策の強化を図っているところです。

現下の感染状況について、新規感染者数は400人を超える日があり、特に高松市内の感染者が6割前後で推移し、次に中讃地域が約3割を占めるなどしておりますが、県全体の新規感染者数の推移は、ほぼ横ばいの状況にあります。

一方、オミクロン株の特徴として、30歳代までの若い世代の感染者が約6割と多く、症状もほとんどの方が無症状、軽症であり、医療のひっ迫具合を示す確保病床使用率や重症確保病床使用率が、50%を下回って安定的に推移していることから、医療提供体制が十分に確保され、医療が必要な方に適切な対応ができているものと考えております。

こうした状況の中、重点措置については、本日開催される政府対策本部において、3月21日をもって終了することが決定されることとなっており、県民の皆さま、事業者の皆さまには長きにわたり、感染拡大の防止に向けた各種対策にご理解、ご協力いただいておりますことに対し、心から感謝申し上げますとともに、現在も感染者の検査、治療にあたられている医療従事者の皆さまにも、改めて、心より厚く御礼申し上げます。

しかしながら、依然として児童福祉施設等、高齢者施設等、医療機関、事業所などにおいて、クラスターが発生している状況にあることから、重点措置の終了後も、こうした施設などにおいて、これまで以上に必要な対策を講じ、感染の連鎖を断ち切り、特に重症化リスクの高い高齢の方や、基礎疾患のある方の重症化を抑え、医療への負荷を軽減していきたいと考えています。

また、本県の対策期については、現行の「感染拡大防止対策期」を4月10日まで継続することといたしますが、これから年度末・年度初めを迎えるにあたり、進学や就職、転勤などによる人々の移動が増え、歓送迎会や謝恩会などによる会食の機会が増えてくるのが想定されますので、改めて、県民の皆さま、事業者の皆さまには、基本的な感染防止対策の徹底をお願いしたいと思います。

【年度末・年度初めを迎えるにあたってのお願い】

1 歓送迎会、謝恩会、お花見、卒業旅行などの恒例行事は特に注意を!!

実施する際は、基本的な感染対策を徹底した上で、

- ・会食は同一グループ同一テーブル4人以内、2時間以内で
- ・会話をする際は、不織布マスクを着用して
- ・感染対策が徹底されていない飲食店等の利用を控えて
- ・他県の方など、普段顔を合わせない方との会食は控えて
- ・発熱やのどの違和感など普段と少しでも違う症状がある場合は参加を控えて
- ・混雑した場所、感染リスクが高い場所を避けて

2 進学・就職・転勤などで移動する方へ

- ・慣れない移動先では、感染リスクが高い行動は控えて
- ・挨拶回りは、オンラインなどを活用

【職場における感染対策徹底のお願い】

- ・業種別ガイドラインの遵守
- ・在宅勤務（テレワーク）の活用や休暇取得、時差出勤、自転車通勤、昼休みの時差取得など、人と人との接触を低減
- ・休憩室、更衣室、喫煙所など「居場所の切り替わり」に注意
- ・従業員の体調管理（検温や有症状者の出勤抑制等）の徹底
- ・出張による従業員の移動を減らすためのテレビ会議の活用
- ・食堂や社員寮などの集団生活の場での感染対策の徹底
- ・高齢者や基礎疾患を有する者など重症化リスクのある方、妊娠している方、同居家族にそうした方がいる方への在宅勤務（テレワーク）や時差出勤など、感染予防のための配慮
- ・感染者や濃厚接触者の多数発生に備えたBCPの作成・点検

この他にも、県民の皆さまには、大切な家族や友人、仲間に感染させることがないように、「三つの密」の回避や「人と人との距離の確保」、「不織布マスクの着用」をはじめとした基本的な感染防止策の徹底に加えて、特に、オミクロン株の特徴を踏まえ、家庭内においても、定期的な換気やこまめな手洗いの徹底などをお願いいたします。

また、重症化リスクの高いご高齢の方や基礎疾患のある方については、いつも会う人と少人数で会うなど、感染リスクを減らす取り組みをお願いいたします。

児童生徒や保護者の皆さま、教育関係者の皆さまにも、春休みに向けて、引き続き、感染対策の徹底について、ご理解とご協力をお願いいたします。

また、ワクチンの追加接種（3回目）について、武田／モデルナ社ワクチンは供給も多く、ファイザー社と同様に、発症や重症化を予防する効果が確認されているところですので、希望される方は早めに予約、接種をお願いいたします。

各市町においても、各種媒体を活用した広報の強化など、追加接種の速やかな完了に向けた取組みを、引き続きお願いいたします。

なお、新型コロナウイルス感染症の患者さんやその御家族、治療にあたっておられる医療従事者やその御家族などに対する偏見や差別につながる行為は、決して許されるものではありません。

また、ワクチン接種は、強制ではなく、御本人が納得した上でご判断いただくもので、職場や周りの方などに接種を強制したり、接種を受けていない人に差別的な扱いをしてはいけません。

引き続き、人権に配慮した判断や行動を心がけていただきますようあわせてお願いいたします。

一日も早く日常生活や経済社会活動を回復できるよう、国、各市町とも連携し、感染拡大の抑止とともに、保健医療提供体制の確保を通じて、県民の皆さまの健康、暮らしを守るよう全力で取り組んでまいりますので、ご理解、ご協力をお願いいたします。

令和4年3月17日

香川県知事 浜田 恵造

年度末・年度初めを迎えるにあたってのお願い

1 歓送迎会、謝恩会、お花見、卒業旅行などの恒例行事は特に注意を!!

実施する際は、基本的な感染対策を徹底した上で、

- ・ 会食は同一グループ同一テーブル4人以内、2時間以内で
- ・ 会話をする際は、不織布マスクを着用して
- ・ 感染対策が徹底されていない飲食店等の利用を控えて
- ・ 他県の方など、普段顔を合わせない方との会食は控えて
- ・ 発熱やのどの違和感など、普段と少しでも違う症状がある場合は参加を控えて
- ・ 混雑した場所、感染リスクが高い場所を避けて

2 進学・就職・転勤などで移動する方へ

- ・ 慣れない移動先では、感染リスクが高い行動は控えて
- ・ 挨拶回りは、オンラインなどを活用

職場における感染対策徹底のお願い

- **業種別ガイドラインの遵守**
- **在宅勤務（テレワーク）の活用や休暇取得、時差出勤、自転車通勤、昼休みの時差取得など、人と人との接触を低減**
- **休憩室、更衣室、喫煙所など「居場所の切り替わり」に注意**
- **従業員の体調管理（検温や有症状者の出勤抑制等）の徹底**
- **出張による従業員の移動を減らすためのテレビ会議の活用**
- **食堂や社員寮などの集団生活の場での感染対策の徹底**
- **高齢者や基礎疾患を有する者など重症化リスクのある方、妊娠している方、同居家族にそうした方がいる方への在宅勤務（テレワーク）や時差出勤など、感染予防のための配慮**
- **感染者や濃厚接触者の多数発生に備えたBCPの作成・点検**

**感染拡大防止対策期における
対策について
(1月13日～4月10日)**

令和4年3月17日

香 川 県

1 県民への協力要請①（法第24条第9項）

- 「新しい生活様式」の定着に向け、「三つの密」の回避や「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗いなどの手指衛生」、「換気」をはじめとした基本的な感染防止策を徹底するよう協力要請
- 帰省や旅行等、都道府県をまたぐ移動は、「三つの密」の回避を含め、基本的な感染防止策を徹底するとともに、移動先での感染リスクの高い行動を控えるよう協力要請
- 外出する場合は、適切な感染防止策を徹底して行動するよう協力要請
 【別添1】（省略）：気をつけていただきたいこと
- 混雑した場所や感染リスクが高い場所への外出を自粛するよう協力要請
- 発熱等の症状がある場合は、帰省や旅行を控えるよう協力要請
- 感染に不安を感じる無症状者に、ワクチン接種者を含めて検査を受けるよう協力要請

1 県民への協力要請② (法第24条第9項)

- 感染対策が徹底されていない飲食店等の利用を控え、「かがわ安心飲食認証店」など、感染対策が徹底された飲食店等を利用するよう協力要請
- 会食や飲み会をする際には、2時間以内とし、「マスク会食」や座席間隔の確保、換気などの三密回避を徹底するよう協力要請
- 同一グループの同一テーブルでの5人以上の会食を避けるよう協力要請
※認証店のうち、ワクチン・検査パッケージ制度登録店で、対象者全員検査を実施した会食は除く
- 業種別ガイドライン等を遵守している施設等を利用するよう協力要請
【別添2】(省略)：業種別ガイドライン
- 厚生労働省「新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCCA)」を積極的にインストールするよう協力要請
【別添3】(省略)：新型コロナウイルス接触確認アプリ

2 事業者への協力要請等①（法第24条第9項等）

- 業種別ガイドライン等を遵守するよう協力要請
【別添2】（再掲）：業種別ガイドライン
- 県が策定した適切な感染防止策に基づき、感染防止策の徹底を図るよう協力要請
【別添4】（省略）：今後における適切な感染防止策
【別添5】（省略）：飲食事業者の皆様へ「店舗等での感染防止策の確実な実践」
- 感染防止策を徹底していることを示す様式を掲示するよう協力要請
【別添6】（省略）：掲示様式「新型コロナウイルスうつらない、うつさない」
- 在宅勤務（テレワーク）、時差出勤、自転車通勤等、人との接触を低減する取組みを推進するよう協力要請
- 事業所に関係する方が感染した際には、保健所の調査に協力するよう協力要請
- 飲食店における感染拡大防止を図るため、「かがわ安心飲食店認証制度」の認証をとるよう協力依頼

2 事業者への協力要請等②（法第24条第9項等）

- 飲食店に対し、同一グループの同一テーブルでの5人以上の会食を避けるよう協力要請
※認証店のうち、ワクチン・検査パッケージ制度登録店で、対象者全員検査を実施した会食は除く
- クラスター発生等の事態に備え、事業の継続あるいは早期復旧を可能とするため、事業継続計画（BCP）を再確認（未策定の場合は、早急に策定）するよう協力要請

3 イベント等の開催（法第24条第9項）

- イベント等の開催については、国の基本的対処方針やイベント等の開催に係る留意事項（各種通知）等を踏まえ、規模要件等に沿って開催するよう協力要請

また、「新しい生活様式」や業種別ガイドライン等に基づく必要な感染防止策を講じるよう協力要請

【別添7】：イベント等の開催に係る留意事項

4 県有施設等における対応

- 適切な感染防止策の徹底を図り、開園・開館
- 県主催の行事・イベントについても、適切な感染防止策の徹底を図った上で実施

5 県の対応

- 児童福祉施設等、高齢者施設等、医療機関、事業所などのクラスター防止対策を進める。
- 学校における感染防止対策を進める。
- ワクチン接種の円滑な実施に向けて、各市町、医療機関、関係団体等と緊密に連携して取り組む。
- 県職員について、時差出勤や在宅勤務の活用により接触機会の低減に取り組む。
- オミクロン株の特徴を踏まえた感染防止策を講じる。

令和 4 年 3 月 17 日

イベント等の開催に係る留意事項について
(イベントに関する協力要請 (法第 24 条第 9 項))

イベント等の開催に係る留意事項について、国の事務連絡を踏まえ、取扱いを改めるもの。

1 適用期間
令和 4 年 3 月 22 日 (火) から

2 イベント等の開催制限

	収容率 ※	人数上限 ※
大声なし	100%以内 (収容定員がない場合は、人と人が触れ合わない程度の間隔)	5,000人又は 収容定員50%以内 のいずれか大きい方
大声あり	50%以内 (収容定員がない場合は、十分な人と人との間隔(できるだけ2m、最低1m))	

※ 収容率と人数上限でどちらか小さい方を限度とする。

- 「大声あり」のイベントにいう「大声」とは、観客等が、通常よりも大きな声量で、反復・継続的に声を発することをいい、これを積極的に推奨するまたは必要な対策を十分に施さないイベントを「大声あり」のイベントに該当するものとする。
- なお、「大声あり」のイベントについては、感染防止安全計画の対象外である。

3 チェックリストの作成・公表

イベント主催者等は、イベントを開催しようとする場合、イベント開催時に必要となる感染防止策への対応状況をチェック方式で確認する「チェックリスト」を作成のうえ、ホームページ等で公表し、イベント終了日から1年間保管することとする。

ただし、上記2の人数上限を収容定員まで緩和し、イベント(大声なし)を開催する場合は、「感染防止安全計画」を策定する。その際、チェックリストの作成は不要とする。

また、これまで、1,000人超又は全国的・広域的な移動を伴うイベントを対象に実施していた事前相談は廃止する。

4 感染防止安全計画の策定・提出

(1) 対象

大声なしの5,000人超かつ収容率50%超のイベント

- 参加者を事前に把握できない場合は、イベント主催者等が想定する参加予定人数が5,000人超の時、収容定員が設定されていない場合は、人と人が触れ合わない程度の間隔で開催したい時、原則、安全計画策定の対象とする。

(2) 内容

「感染防止安全計画」を策定し、4週間前までに県に提出して確認を受けた場合、人数上限は収容定員までとする。イベント終了後、1か月以内を目途に、イベント結果報告フォームを提出する。

(3) 提出窓口

香川県新型コロナウイルス感染症対策本部事務局

メールアドレス：kenkosomu@pref.kagawa.lg.jp

電話番号：087-832-3335

住所：香川県高松市番町4丁目1番10号 健康福祉部健康福祉総務課

5 留意事項

別添7：イベント等の開催に係る留意事項

別紙1：チェックリスト

省略

別紙2：感染防止安全計画

省略

別紙3：イベント結果報告フォーム

省略

別紙4：イベント開催等における必要な感染防止策

省略

(参考) 内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室長 通知

「基本的対処方針に基づくイベントの開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」(令和4年2月18日付け事務連絡)

「イベント開催等における感染防止安全計画等について(改定その4)」(令和4年2月10日付け事務連絡)

イベント等の開催に係る留意事項

【イベント等の開催制限】

	収容率 ※1	人数上限 ※1
大声なし	100%以内 ※2	5,000人または収容定員50%以内のいずれか大きい方 (感染防止安全計画を策定し、県の確認を受けた場合は収容定員まで)
大声あり	50%以内 ※3	

※1 収容率と人数上限で、どちらか小さい方を限度とする。

※2 収容定員が設定されていない場合は、人と人が触れ合わない程度の間隔を空ける。

※3 収容定員が設定されていない場合は、十分な人と人との間隔（できるだけ2m、最低1m）を空ける。

【チェックリストの作成・公表】

- イベント主催者等は、イベントを開催しようとする場合、感染防止策等を記載した「チェックリスト」を作成し、ホームページ等で公表してください。【省略】別紙1・参考資料（別紙4）
- 県にチェックリストを提出する必要はありませんが、イベント終了日から1年間保管してください。
- 感染防止安全計画を策定する場合は、チェックリストを作成する必要はありません。

【感染防止安全計画の策定・提出】

- 人数上限を緩和して、大声なしの5,000人超かつ収容率50%超のイベントを開催する場合は、「感染防止安全計画」を策定し、4週間前までに県に提出して確認を受けてください。【省略】別紙2・参考資料（別紙4）
- イベント終了後、1か月以内を目途に、イベント結果報告フォームを提出してください。【省略】別紙3

クラスター防止対策

クラスターが多く発生している児童福祉施設等、高齢者施設等、医療機関の対策を強化

< 継続する取組み >

児童福祉施設等・高齢者施設等

- 感染が疑われる場合は、抗原検査キットによる検査を実施
- 施設管理者に感染防止のためのチェックリストを配布
- 体調不良の職員を働かせないことなど注意喚起のチラシを配布
- 利用者の家族にチラシを配布し、感染防止対策の協力を呼びかけ

< 新たな取組み >

児童福祉施設等・高齢者施設等

- WEB等を活用した感染防止対策研修の実施
- 感染対策の強化を希望する施設への個別指導の実施（現地、WEB）
- 放課後児童クラブの利用施設拡大の協力依頼

医療機関

- スタッフを対象とした感染防止対応のWEB研修を実施

感染予防対策①

資料 2 - 5

PCR等無料検査（一般検査事業）の延長について

感染拡大傾向時の一般検査事業の実施期間を次のとおり延長する方向で国と協議中です。

○実施期間：令和4年1月2日（日）～令和4年4月30日（土）

○対象：無症状で感染に不安を感じる県民の方

※香川県に在住されている方に限ります

※ワクチンの接種・未接種を問いません

○検査場所：県の登録を受けた県内78事業所にて受検可能（3月17日時点）

感染予防対策②

資料 2 - 6

ワクチンの追加接種の状況

○ 追加接種(3回目接種)の接種率: 29.3%(全国平均 32.5%)

※ 3月16日(水)時点(ワクチン接種記録システム(VRS))

県広域集団接種センター ～予約なし接種もできます～

県広域集団接種センターでの接種について、予約なしでの接種も受け付けます(金・土を除く)

○接種日時: 令和4年3月22日(火)から4月11日(月)まで 9時～12時、13時～16時

○場所: 四国電力体育館(高松市屋島西町2109-8)

○対象者: 接種券をお持ちの2回目接種から6か月以上経過した18歳以上の方

○使用ワクチン: 武田/モデルナ社ワクチン

○予約方法: 専用WEBサイトから予約



予約専用WEBサイト

広域接種の開始 ～住所地以外でも接種可能に～

○ワクチン接種は、住民票所在地の市町(住所地)の医療機関等で受けることが原則。

○3月1日(火)から、県民の利便性向上、ワクチン接種促進のため、希望する県民が住所地外の市町で接種を受けられるよう、広域接種を開始。

○体制の整った市町から順次開始。

【3月17日時点で開始している市町】

・高松市 ・丸亀市 ・坂出市 ・観音寺市 ・さぬき市 ・東かがわ市 ・三豊市 ・土庄町 ・小豆島町
・三木町 ・直島町 ・宇多津町 ・綾川町 ・多度津町 ・まんのう町

まん延防止等重点措置の対応状況等について

1. まん延防止等重点措置の対応状況

(1) 飲食店への営業時間短縮等の要請を踏まえた巡回の実施状況（特措法第31条の6第1項）

1月21日（金）から3月15日（火）までの巡回店舗数等

・昼間：感染対策の実施状況の確認	延べ巡回人数：	<u>250人</u>
	延べ巡回店舗数：	<u>3,859店</u>
・夜間：時短営業の実施状況の把握	延べ巡回人数：	<u>163人</u>
	延べ巡回店舗数：	<u>13,290店</u>

(2) 時短要請に応じていないと見受けられる飲食店への対応（特措法第31条の6第3項）

（3月15日（火）時点）

・実地調査により営業実態の確認を行った店舗数	<u>75店</u>
・文書による命令を行った店舗数	<u>27店</u>
（うち現在、店名を公表している店舗数	<u>20店</u> ）

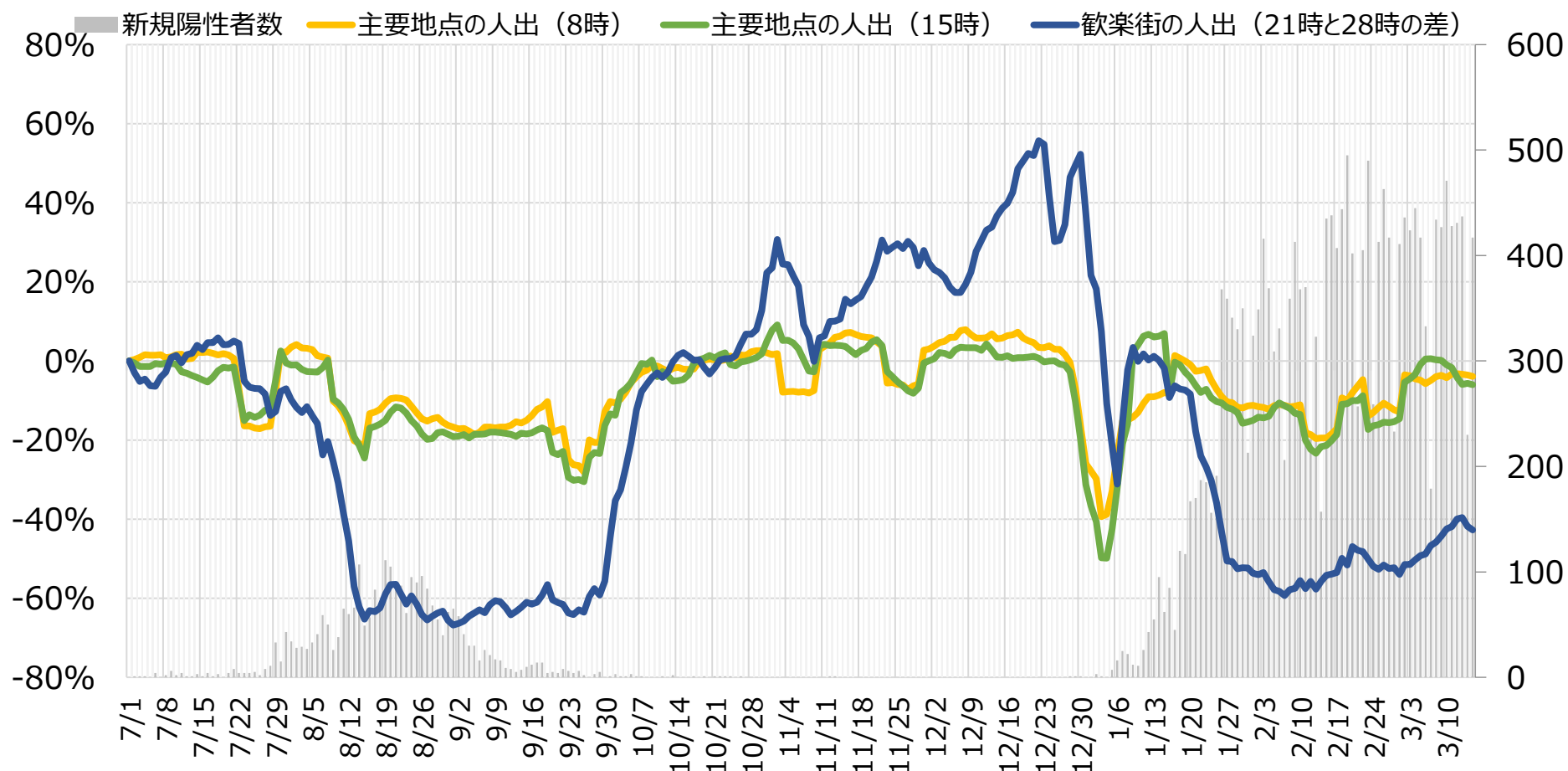
2. 飲食店の営業時間短縮協力金コールセンターの問い合わせの状況

1月21日（金）から3月15日（火）までの問い合わせ件数 3,400件

3. 人流のデータ

次ページ参照

香川県の主要地点、歓楽街の人出（7月1日比、3月16日時点）



直近の対7月1日比増減率（ 3月15日 ）	8時	-4%	15時	-6%	21時	-43%
-----------------------	----	-----	-----	-----	-----	------

※グラフは、7月1日時点の人流の後方7日間移動平均（6月25日～7月1日の平均値）に対する、各日の後方7日間移動平均の増減率

（主要地点：高松駅、歓楽街：香川瓦町）

モバイル空間統計® データ提供元：(株)NTTドコモ、(株)ドコモ・インサイトマーケティング ※「モバイル空間統計®」は株式会社NTTドコモの登録商標です。

提供：内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室

学校における対応について(春休み感染症対策徹底期間)

資料 3

3月22日～4月5日の間を「春休み感染症対策徹底期間」として、教育長から児童生徒や保護者に向けたメッセージと、春休みの生活において児童生徒が心掛ける取組みをまとめたチェック表を配布し、基本的な感染症対策の徹底を促す。

同期間において下記のとおり対応し、学校における感染拡大防止の徹底を図るよう、県立学校長に通知する。市町教育委員会にも、県立学校の対応を通知し、市町の実情に応じた感染症対策の徹底を図るよう依頼する。

【感染症対策について】

- 感染拡大防止に向け、「学校における感染症予防対策ガイドライン」、文部科学省の衛生管理マニュアル等に基づき感染症対策の徹底を図ること。
- 春休みにおける基本的な感染症対策について、児童生徒や保護者に向けたメッセージと、春休みの生活において児童生徒が心掛ける取組みをまとめたチェック表を配布し、感染症対策の徹底を促すこと。
- 春休みの期間、登校日や出勤日だけでなく、風邪症状等がなかったか毎日の健康観察を家庭で行うとともに、本人やその家族に風邪症状等がある場合は、登校等を控えるよう周知すること。
- 部活動などにおいて、感染者が発生した場合は、同じ部活動の生徒等に対してPCR検査を行う「学校感染対策検査実施事業」を実施すること。
- 春休みの期間であっても、感染者及び濃厚接触者等に特定された場合は、本人や保護者から学校へ速やかに連絡するよう協力依頼し、学校は連絡体制を整備しておくこと。

【部活動について】

	区 分	実施の可否
ア	自校のみの練習	○※
イ	県内の学校との練習試合を含めた交流・合同練習等	×
ウ	県内大会等への参加	○
エ	全国または四国ブロックの競技団体、学校体育連盟、高野連、高文連等が主催する大会等への参加	
オ	県内及び県外での宿泊を伴う活動（上記エを除く）	×
カ	県外での練習試合等への参加、県外からの選手・チーム・指導者等の招へい、県外の卒業生等の練習参加	

※「部活動実施マニュアル」を遵守し、練習実施報告書や体調管理チェックシートによる管理、感染者が発生した場合のPCR検査などによる感染症対策を徹底することを前提に、校長が慎重に判断し、平日2時間、休業日3時間以内で、練習を可とする。

【特別活動等について】

- 修学旅行等の宿泊を伴う活動については、原則として実施しないこと。
- 宿泊を伴わない活動は、感染状況等を勘案のうえ、実施の可否を慎重に判断すること。実施にあたっては、感染症対策を徹底すること。

小学生・中学生・高校生の学齢期相当の感染者数（R4.3.1～R4.3.15）
n = 1,284人（小学生：728人 中学生：256人 高校生：300人）

